

# 学報 神戸大学 外号

## ● 達 示

### ● 規則第四号

本 学 一 般

神戸大学暫定通則を次の様に制定する

昭和二十五年六月二十九日

神 戸 大 学 長

神戸大学暫定通則

(学年及び学期)

第一条 学年は四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る。

第二条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 四月一日から十月十五日まで

後 期 十月十六日から翌年三月卅一日まで

(休業日)

第三条 定期休業日は次の通りとする。

但し第二課程においては春期、夏期及び冬期の

休業日を別に定めることができる。

日 曜 日

国民の祝日

神戸大学創立記念日

春 期 休 業 四月一日から四月十日まで

夏 期 休 業 七月十一日から九月十日まで

冬 期 休 業 十二月二十五から翌年一月七日まで

第四条 臨時の休業日は、学長がこれを定める。但し特に必要のある場合においては学部長または分校主事が定めることができる。

(入 学)

第五条 入学は学年の始めとする。

2 出願の手続は別に定める。

第六条 入学を許可する者は左の各号の一に該当する資格を有し且つ所定の入学試験に合格した者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

五 文部大臣の指定した者

六 その他他本学において高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者。この学力認定試験については別に定める

第七条 左の各号の一に該当する者は前条の規定にかかわらず選考の上入学を許可することができる。

- 一 本学において一の学部を卒業した者で更に他の学部または同一学部の他の学科に入学を志望するもの
- 二 本学を中途退学したもので再び同一の学部または学科に入学を志望するもの
- 三 本学において適当と認められる他の大学の学部を卒業した者で入学を志望するもの
- 四 本学において適当と認められる他の大学の在学者で当該大学の学長または学部長の許可書を添えて転学を志望するもの

第八条 入学志望者は願書に添えて検定料四百円を納めなければならない。

第九条 入学を許可せられた者は入学料四百円を納めなければならない。

2 受理した検定料は、これを返還しない。

2 受理した入学料は、これを返還しない。

第十条 入学を許可せられた者は所定の方式により宣誓をし且つ保証書及び戸籍抄本を提出しなければならない。

第十二条 所定の期日までに前二条の手続きをふまない者については特に理由のない限り入学許可を取消すものとする。

第十三条 除籍せられた者が再入学を願ひ出たときは教授会の議を経てこれを許可することができる。

第十四条 (学科課程、授業、修学年限及び在学年限) 学科課程、授業、修学年限及び在学年限は別に定めるところによる。

第十五条 第七条による入学者については前条の規定の適要に関し短縮等適宜の措置を講ずることができる。

2 第六条による入学者であつて大学に在学したことあるものにつき亦同様とする。

(転部及び転科)

第十五条 学生が所属学部長又は科長の承認を得て転部又は転科を志望するときはこれを許可することができる

2 前項の規定は第一課程と第二課程の学部、学科相

互間及び教育学部四年課程と二年課程相互間にこれを準用する。

3 転部又は転科については教養課程規程の定めるところによる。

(缺席、休学、退学及び除籍)

第十六条 学生が疾病その他の事由により三週間以上缺席するときは事由を示し学部長又は科長に届出でなければならぬ。

第十七条 学生が疾病その他の事故のため三月以上修学を休止しようとするときには所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 休学は一年を超えることができない。但し特別の事情があるものには学部長は学長の許可を得てなお一年以内の休学を許可することができる。

3 休学を中止しようとする者は休学の解除を願ひ出なければならない。

4 休学した期間は修学年限及び在学年限に算入しない。

第十六条 学生が退学または転学しようとするときは事由を示し保証人の連署をもつて学長の許可を受けねば

ならない。

第十九条 左の者は学部長の申請により学長これを除籍する

- 一 疾病その他の事故により成業の見込のない者
- 二 授業料納付の義務を怠る者
- 三 所定の在学年限に達した者

(試験、卒業証書及び称号)

第二十条 試験は学部共通細則及び教養課程規程または学部規程の定めるところにより行う。

第二十一条 所定の修学年限の間修学し別に定める基準に達した者には合格証書を授与する。

第二十二条 前条の合格者は左の区別に従い学士の称号を用いることができる。

文理学部	文科	文学士
教育学部	理科	教育学士
法学部	法学部	法学士
経済学部	経営学部	経済学士
経営学部	経営学科	経営学士
工学部	商学科	商学士
	工学部	工学士

(授業料)

第三十二条 授業料は年額三千六百円とし二期に分けて所定の期日に納めなければならない。

第一期 壹千八百円

第二期 壹千八百円

2 特別の理由ある者については別に定める減免または分納に関する規程による。

3 受理した授業料は返還しない。

第三十四条 休学中は授業料を免除する。

2 前項の場合における授業料の月割額については前条第二項の例による。

第三十五条 停学を命ぜられた者はその期間中であつても授業料を納めなければならない。

(学生票)

第三十六条 学生は別に定めた学生票の交付を受け常に携帯しなければならない。

(懲戒)

第三十七条 本学の規定に違背し学生の本分を守らない者があるときは学長これを懲戒する。

2 懲戒は戒告、停学及び放学の三種とする。

3 懲戒に関する手続は別に定める。

第三十八条 停学三月以上にわたるときは、その期間は修学年限に算入しない。

(外国学生)

第三十九条 外国人であつて第六条の規定によらないで入学を志望する者には選考の上定員外として特に入学を許可することがある。

2 外国学生には学生に関する規定を準用する。

3 第一項の入学者で所定の基準に達し且つ高等学校卒業以上の学力認定を得たものには合格証書を授与する。

(聴講生)

第三十条 一科目又は数科目の授業を聴講しようとするものには教養課程規程または学部規程の定めるところにより聴講を許可することがある。

2 聴講生については第八条及び第二十三条の規定を準用する。

(研究生)

第三十一条 教育職員免許法施行規則第三十一条による研究生

については教養課程規程または学部規程の定めるところによる。

附 則

第三十二条 この規程は昭和二十五年二月九日から施行し昭和二十四年六月一日から適用する。

第三十三条 学校教育法第九十八条及び国立学校設置法第三条の規定により本学が包括した学校に在学する者についてはこの規程にかゝらず別段の定めをしない限りなお従前の規則を適用する。